

## 県税口座振替制度のお知らせ

青森県では県税の口座振替の申込みを受け付けています。

県税の納税は、便利で、安全・確実な口座振替をご利用ください。

### 【口座振替を利用する県税】

- ◇自動車税……6月納期分（定期賦課分）
- ◇個人事業税…8月・11月納期分（定期賦課分）
- ◇法人県民税・事業税  
中間申告および確定申告分（期限内申告分に限ります。）

### ◇軽油引取税

特別徴収義務者の申告分（徴収猶予分を除きます。）  
※法人県民税・事業税および軽油引取税の振替日は、申告期限の翌月25日です。

### 【申込方法】

本人名義の通帳と預金届出印を持参のうえ、最寄りの取扱金融機関または地域県民局県税部にお申し込みください。申込用紙は各窓口に備え付けてあります。

### 【申込期限】

- ◇自動車税……4月30日
- ◇個人事業税…8月中旬
- ◇法人県民税・事業税、軽油引取税…申告期限の日

### 【取扱金融機関】

青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、県内農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）など

### 【ご注意ください】

振替日から数日間は地域県民局県税部の窓口では振替の確認ができませんので、その期間に納税証明書が必要な場合は、口座振替分の記帳を行った預金通帳を持参していただく必要があります。

**【お問合せ】**下北地域県民局県税部 納税管理課 ☎ 22-8581（内線203）

## 自動車の名義変更・廃車手続きおよび車検はお早めに！

例年3月は、名義変更（移転登録）・廃車（抹消登録）・住所変更など（変更登録など）・車検（継続検査）の手続きが集中し、運輸支局および事務所の窓口は大変混雑します。特に、3月中旬頃から月末にかけて徐々に待ち時間が長くなり申請者のみなさんには大変ご不便をおかけしています。

名義変更や廃車などの手続きは、混雑をさけ、待ち時間が少ない3月13日以前に手続きしてください。

また、車検（継続検査）は1か月前から受けることができますので、3月下旬に集中しないようお早めに受検してください。

ユーザー車検については、インターネット検査予約サイトなどにより検査予約を行ってください。予約操作についてのお問合せは、自動車検査予約ヘルプデスクでお答えしていますのでご利用ください。

なお、軽自動車は「軽自動車検査協会」が手続き窓口になり、手続き方法などが違いますので、ご注意ください。

**【お問合せ】** 東北運輸局青森運輸支局 ☎ 050-5540-2008

受付時間 平日 午前8時45分から正午、午後1時から午後4時まで  
(土・日・祝日は休みです)

ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/am/am-index.htm>

自動車技術総合機構ホームページ <http://www.yoyaku.naltec.go.jp>

自動車検査予約ヘルプデスク ☎ 0570-030-330

(午前9時から午後6時まで 土・日・祝日を除く)

